

京都府災害時応急対応業務マニュアル

令和元年 5 月

京都府

2	通信の確保
2-1	通信確保
2-1-2	被災地の通信手段の確保
(1)	被災地との通信に係る状況を確認する
(2)	情報が途絶している集落等への通信手段の確保策を検討する

【水害・地震】

フェーズ	業務	手順	担当班	対応チェック			
				完了	進捗	着手	不要
(1) 被災地との通信に係る状況を確認する							
発災～1時間	被災地との通信に係る状況の確認	▲通信事業者、市町村に情報が途絶している集落（不感地帯）等を確認する。 ※ あらかじめ通信事業者のHPを確認する	災害対策課（情報G）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 情報が途絶している集落等への通信手段の確保策を検討する							
3～12時間	情報が途絶している集落等への通信手段の確保	▲通信が途絶している集落等が孤立集落かどうか市町村に確認する。 ※ 「被害情報等のとりまとめ・情報共有を行う（4-1-1(2))」により確認する。 ※ 必要に応じて、随時市町村に確認する。 ・（特に孤立集落である場合は） 復旧に時間がかかることが想定される場合は、市町村と調整の上、必要に応じて（保有する移動通信機器では不足する場合等）、通信が途絶している集落等への通信手段の確保について近畿総合通信局、通信事業者と調整し、衛星携帯電話等の移動通信機器の貸与を依頼する。 ・移動通信機器の貸与を受ける場合、受け渡し方法について、貸与者及び市町村と調整する。 →[2-1-1(2)「代替通信手段の確保を行う」] ・孤立の解消又は通信の復旧作業や通信手段の搬入に係る道路啓開について、道路管理者に依頼する。 →[8-2-1(1)「孤立集落支援に関する活動調整を行う」]	情報G	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【備考】

○被災地との通信に係る状況の確認（通信事業者）

<確認先>

- ・西日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
- ※ 別添 京都BCP ライフライン連絡会連絡先一覧のとおり

<参考資料>

- ・災害時における京都府と各ライフライン事業者との情報共有、災害対応の連携（京都BCP ライフライン連絡会 取りまとめ集、様式）

4	被害情報等の収集・報告
4-1	被害情報等
4-1-1	被害情報等の収集・報告
(1)	被害情報等を収集する
(2)	被害情報等のとりまとめ・情報共有を行う
(3)	被害情報等を分析する
(4)	被害情報等を報告する

【留意事項・ポイント】

- ・被害情報等：人的・住家被害、避難状況、インフラ被害、学校・文化財等被害、農林水産関係被害等
- ・京都府防災情報システムを用いて、積極的に被害情報の共有を図る。
- ・被害情報等のとりまとめに当たっては特に災害対応の初期においては時間的な制約があることから、掲載する情報を取捨選択する。
- ・災害発生時は迅速な情報発表が求められることから、発表が遅れないよう注意する。このため、あらかじめ一つの項目に係る情報収集先は、単一にしておくなど、情報が錯綜しないよう工夫する。
- ・ただし、複数機関から同様の被害の報告があった際には、被害の発生場所・時間・状況を確認し、二重計上に注意する。(場所、けがの状況等について似ているものがないかチェックする。)
- ・未確認の情報についても整理しておき、漏れのないよう確認を進める。
- ・担当者が交代する際には、二重計上や漏れが起こらないよう確実に引継ぎを行う。
- ・被害情報の分析にあたっては、内閣府 ISUT (Information Support Team) と連携して行う。

【水害・地震】

フェーズ	業務	手順	担当班	対応チェック			
				完了	進捗	着手	不要
(1) 被害情報等を収集する							
発災～1時間	被害に関する報道の確認	▲TV・ラジオ等から被害状況を確認する。	災害対策課（情報G）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	管理する施設の被害状況の確認	▲管理する施設の被害状況を確認する。 ※ 災害拠点施設、道路、河川、医療機関、福祉施設 等	各課（班）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	各部局、支部等から被害情報・対応状況を収集	▲庁内各部署、支部等に報告期限を示して被害情報・対応状況を確認する。 ※ 確認様式を示して報告を求める。 ▲必要に応じて、ヘリコプターによる被災状況調査を行う。 －府警察本部のヘリコプターによる被災状況調査を行う。 －京都市消防局、海上保安庁、自衛隊等へ依頼する。	災害対策課（情報G）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

		→ [5-2「自衛隊・消防等への応援要請」]					
1～3 時間	ライフラインの被害 状況について情報収 集	▲ライフライン事業者から停電、断水、ガス供給停 止等に関する影響範囲、影響戸数、復旧見込み等 について情報を収集する。 ※ 様式は参考資料参照	災害対策 課(ライフ ライン対 応G)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 被害情報等のとりまとめ・情報共有を行う							
1～3 時間	被害情報等のとりま とめ	▲庁内各部署、支部等から収集した被害情報・対応 状況を取りまとめる。 ※ 別途取りまとめのマニュアルを作成してお く。	災害対策 課(情報 G)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	被害情報等の公表	とりまとめた被害情報等について、 ▲記者発表を広報課(班)に依頼する。 → [6-1-1(1)「記者発表・マスコミ対応を行う」] ▲庁内各部署、支部、関係機関へメール・FAX・京 都府防災情報システムで情報提供する。 ※ 市町村、自衛隊、消防等 ▲危機管理 WEB 等で公表する。	災害対策 課(情報 G)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 被害情報等を分析する							
1～3 時間	状況分析及び今後の 予測・検討	▲被害の発生状況等を、地図等にとりまとめる。 ※ 浸水被害の発生状況、津波の到達状況を含む。 ・必要に応じて、地図作製班を編成する。 ▲とりまとめた地図情報に基づき、今後の対応を検 討する。	災害対策 課(情報 G)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3～ 12時 間	ISUT による支援	・(大規模地震発生時)内閣府から内閣府情報先遣 チーム及び ISUT の派遣について連絡があれば対 応する。 ・ISUT 等の活動場所を確保する。 ・ISUT と調整し、応急対応に必要な地図情報の作 成を依頼する。	情報G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 被害情報等を報告する							
1～3 時間	被害情報等の報告	▲被害情報等について、メール・FAX 等で消防庁へ 報告する。 ※ 急を要する場合は、電話で報告。	総括調整 G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4日～ 1週間	被害金額等の報告	・被害金額等の概算を集計し、所管省庁へ報告する。	総括調整 G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【備考】

○ライフライン情報の確認先(京都 BCP ライフライン連絡会 取りまとめ集に基づき連絡)

<電力>

関西電力株式会社

<都市ガス・液化石油ガス>

大阪ガス株式会社、京都府 LP ガス協会

<上下水道>

京都府建設整備課(建設整備班)、水環境対策課(水環境対策班)、京都市上下水道局

8	避難所等、被災者の生活対策
8-1	避難所（避難場所を含む）
8-1-1	避難所の開設
(1)	避難所の開設を行う

【水害】

フェーズ	業務	概要	担当班	対応チェック			
				完了	進捗	着手	不要
(1) 避難所の開設を行う							
発災前	府立施設における避難所開設に協力	・あらかじめの市町村との取り決めにより、必要に応じて職員を派遣する。	施設担当班	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3～1 2時間	市町村による避難所の開設状況等の把握及び連絡調整、助言	<p>▲被害報のとりまとめに合わせて行う。</p> <p>▲避難者がいる避難所でライフラインが途絶しているものがないか市町村に確認する。</p> <p>▲ライフラインが途絶している避難所のリストをライフライン事業者へ提供し、ライフラインの優先復旧を依頼する。</p> <p>▲特に停電の場合は、自家発電設備があるときは、自家発電設備への燃料供給、ないときは関西電力（株）による優先復旧、臨時供給、発電機等の貸出し又は、府の協定締結団体若しくは行政機関等が所有する発電機等の貸出しについて調整する。</p>	情報 G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考資料集参照】

- ・京都 BCP ライフライン連絡会 取りまとめ集（H31.3 京都府）

【地震】

フェーズ	業務	概要	担当班	対応チェック			
				完了	進捗	着手	不要
(1) 避難所の開設を行う							
発災～ 1時間	府立施設における避難所開設に協力	・あらかじめの市町村との取り決めにより、必要に応じて職員を派遣する。	施設担当班	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3～1 2時間	市町村による避難所の開設状況等の把握及び連絡調整、助言	<p>▲被害報のとりまとめに合わせて行う。</p> <p>▲避難者がいる避難所でライフラインが途絶しているものがないか市町村に確認する。</p> <p>▲ライフラインが途絶している避難所のリストをライフライン事業者へ提供し、ライフラインの優先復旧を依頼する。</p> <p>▲特に停電の場合は、自家発電設備があるときは、自家発電設備への燃料供給、ないときは関西電力（株）による優先復旧、臨時供給、発電機等の貸出し又は、府の協定締結団体若しくは行政機関等が所有する発電機等の貸出しについて調整する。</p>	情報 G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考資料集参照】

- ・京都 BCP ライフライン連絡会 取りまとめ集（H31.3 京都府）

10	物資等の輸送、供給対策
10-1	物資の調達・供給
10-1-3	物資の調達
(1)	協定業者等から物資を調達する
(2)	救援物資の応援要請、受入れを行う

【水害・地震】

フェーズ	業務	手順	担当班	対応チェック			
				完了	進捗	着手	不要
(1) 協定業者等から物資を調達する							
12時間 ～1日	府は各市町村から要請があった必要な物資の項目、必要数量を集計	<ul style="list-style-type: none"> 府指定様式で報告された必要な品目・数量を集計する。 市町村災害対策本部へ、府災害対策本部が供給可能な物資の情報について提供する。 	物資・輸送 G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	協定締結団体へ要請し、食料及び生活必需品を調達または斡旋	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体と、流通備蓄物資の提供を調整する。 ※発災後2～3日目分として 避難所等への搬送は協定締結団体からできるだけ直接行うよう依頼する。 消費生活安全センター協定分は同センターを經由して調達する。 ※斡旋は応急住宅用建築資材など一部の資材で考えられる。 	物資・輸送 G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2～3日	政府所有米穀の引き渡しを要請	<ul style="list-style-type: none"> 近畿農政局へ、必要量を報告の上、引き渡しを要請する。 近畿農政局から指定された米穀販売店から提供を受けるよう、要請のあった市町村に連絡する。 必要に応じて、トラック協会に輸送を依頼する。 	農産班	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
↓	ガスボンベ及び炊き出し器具の調達を府LPガス協会へ要請	<ul style="list-style-type: none"> 府LPガス協会に、市町村からの要請内容を伝達し、貸出しを依頼する。 	ライフライン対応班	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 救援物資の応援要請、受入れを行う							
12時間 ～1日	関西広域連合に、物資の調達について応援を要請	<ul style="list-style-type: none"> 関西広域連合のシステムを使用し、食料、生活必需品の調達を要請する。 ※発災後4日目以降の場合又は協定締結団体による流通備蓄物資が不足する場合は、発災後1週間以内で必要な物資の詳細を示せないときはプッシュ型で、物資の詳細が示せるようになり次第プル型へ移行して、物資を受け入れることになる。 	物資・輸送 G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2～3日	企業等からの救援物資の受入れについて判断	<ul style="list-style-type: none"> 国以外の企業からの救援物資については、品目、数量を確認し、物流専門家と協議の上、必要数量を決定する。 	物資・輸送 G	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考資料集参照】

- ・災害時における各種協定等一覧（対行政機関を除く）